○国土交通省令第六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第四条第二項、第六条ノ四第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツシヨン艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備（内部に人員を搭載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶及び自動運航システム（船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十一条の二第一項に規定する自動運航システムをいう。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）を有する船舶（長さ三メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が一・五キロワット未満のものを除く。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。 ５～16　（略） （無線電信等の施設の適用除外） **第四条の二**　法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　平水区域（告示で定める湖川港内の水域を除く。）又は沿海区域のみを航行する船舶その他の船舶で告示で定めるもの 四　（略） （報告等） **第五十条の二**　（略） ２　船長又は船舶所有者は、自動運航システムを有する船舶において、当該自動運航システムに欠陥が発見された場合は、速やかに管海官庁に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、前項の規定に基づく報告を行つた場合は、この限りでない。 ３　管海官庁は、前二項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。 （資料の供与等） **第五十一条**　船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。	（定義） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツシヨン艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。 ５～16　（略） （無線電信等の施設の適用除外） **第四条の二**　法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶 四　（略） （報告等） **第五十条の二**　（略） （新設） ２　管海官庁は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。 （資料の供与等） **第五十一条**　船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一～十五　（略） 十六　自動運航システムを有する船舶	（略） 当該船舶の自動運航システムの運用を安全に行うために必要な方法及び条件が記載された資料
一～十五　（略） （新設）	（略） （新設）